

新旧対照表

別紙2

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵閣第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前															
<p>第16節の2 経済連携協定に基づく締約国原産品であることの確認 (経済連携協定の略称)</p> <p>12の2-1 本節における経済連携協定、各経済連携協定に規定する原産地証明書等の略称は、それぞれ次による。</p> <p>(1)～(29) (省略)</p> <p><u>(30) 「経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定」(平成27年条約第1号) ······ モンゴル協定</u></p> <p><u>(31) モンゴル協定第3・16条に基づく原産地証明書</u> ····· モンゴル協定原産地証明書</p>	<p>第16節の2 経済連携協定に基づく締約国原産品であることの確認 (経済連携協定の略称)</p> <p>12の2-1 本節における経済連携協定、各経済連携協定に規定する原産地証明書等の略称は、それぞれ次による。</p> <p>(1)～(29) (同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>															
<p>(経済連携協定に基づく原産品であることの確認の方法)</p> <p>12の2-3</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 法第12条の2第1項第2号に規定する協定相手国の権限ある当局又は税関当局とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる機関をいい、また、同号に規定する協定相手国の権限ある当局、税関当局、輸出者又は生産者（以下「輸出者等」という。以下同じ。）等に対し質問し、又は資料の提供を求める方法とは、同表第3欄に掲げる規定によるものをいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">経済連携協定</td><td style="width: 33%;">協定相手国の権限ある当局又は税関当局</td><td style="width: 33%;">原産品であるかどうかの確認方法の規定</td></tr> <tr> <td colspan="3">(省略)</td></tr> <tr> <td><u>モンゴル協定</u></td><td><u>モンゴル産業省</u></td><td><u>モンゴル協定第3・18条2</u></td></tr> </table>	経済連携協定	協定相手国の権限ある当局又は税関当局	原産品であるかどうかの確認方法の規定	(省略)			<u>モンゴル協定</u>	<u>モンゴル産業省</u>	<u>モンゴル協定第3・18条2</u>	<p>(経済連携協定に基づく原産品であることの確認の方法)</p> <p>12の2-3</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 法第12条の2第1項第2号に規定する協定相手国の権限ある当局又は税関当局とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる機関をいい、また、同号に規定する協定相手国の権限ある当局、税関当局、輸出者又は生産者（以下「輸出者等」という。以下同じ。）等に対し質問し、又は資料の提供を求める方法とは、同表第3欄に掲げる規定によるものをいう。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">経済連携協定</td><td style="width: 33%;">協定相手国の権限ある当局又は税関当局</td><td style="width: 33%;">原産品であるかどうかの確認方法の規定</td></tr> <tr> <td colspan="3">(同左)</td></tr> </table>	経済連携協定	協定相手国の権限ある当局又は税関当局	原産品であるかどうかの確認方法の規定	(同左)		
経済連携協定	協定相手国の権限ある当局又は税関当局	原産品であるかどうかの確認方法の規定														
(省略)																
<u>モンゴル協定</u>	<u>モンゴル産業省</u>	<u>モンゴル協定第3・18条2</u>														
経済連携協定	協定相手国の権限ある当局又は税関当局	原産品であるかどうかの確認方法の規定														
(同左)																
<p>また、法第12条の2第1項第2号に規定する方法による輸出締約国の輸出者等に対する情報の要請は、以下のとおり行うものとする。</p>	<p>また、法第12条の2第1項第2号に規定する方法による輸出締約国の輸出者等に対する情報の要請は、以下のとおり行うものとする。</p>															

新旧対照表

別紙2

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵閣第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前										
イ～ヘ (省略)	イ～ヘ (同左)										
(3) (省略)	(3) (同左)										
(4) 法第12条の2の第1項第4号に規定する協定相手国の権限ある当局に対し、我が国税關職員の立会いの下、輸出者の事務所等への立入、検査又は資料収集及び提供を求める方法とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。	(4) 法第12条の2の第1項第4号に規定する協定相手国の権限ある当局に対し、我が国税關職員の立会いの下、輸出者の事務所等への立入、検査又は資料収集及び提供を求める方法とは、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。										
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">経済連携協定</td><td style="padding: 2px;">原産品であるかどうかの確認方法の規定</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(省略)</td><td></td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">モンゴル協定</td><td style="padding: 2px;">モンゴル協定第3・19条1</td></tr> </table>	経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定	(省略)		モンゴル協定	モンゴル協定第3・19条1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">経済連携協定</td><td style="padding: 2px;">原産品であるかどうかの確認方法の規定</td></tr> <tr> <td style="padding: 2px;">(同左)</td><td></td></tr> </table>	経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定	(同左)	
経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定										
(省略)											
モンゴル協定	モンゴル協定第3・19条1										
経済連携協定	原産品であるかどうかの確認方法の規定										
(同左)											
<p>また、法第12条の2第1項第4号に規定する方法により確認を行う場合には、上記(2)のイ及びロに準じるとともに、以下により行うものとする。</p> <p>イ マレーシア協定原産地証明書、インドネシア協定原産地証明書、ブルネイ協定原産地証明書、フィリピン協定原産地証明書、<u>インド協定原産地証明書及びモンゴル協定原産地証明書</u>の場合にあっては、原則、上記(2)の方法を最初に行い、その結果に満足しない場合に行うものとする（インド協定原産地証明書を除き、例外的と認められる場合には、上記(2)の方法の前又は間に法第12条の2第1項第4号の方法を行うことができるが、この場合は上記(2)については行うことができないので留意する。）。</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(原産品であることの確認を行うことが可能となる期間) 12の2—4 前項(1)から(5)までに規定する原産品であることの確認は、各経済連携協定における原産品であることの確認の要請又は記録若しくは文書の保管に係る期間の規定に基づき、原産品であることの確認を行うことが可能となる期間は、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、そ</p>	<p>また、法第12条の2第1項第4号に規定する方法により確認を行う場合には、上記(2)のイ及びロに準じるとともに、以下により行うものとする。</p> <p>イ マレーシア協定原産地証明書、インドネシア協定原産地証明書、ブルネイ協定原産地証明書、フィリピン協定原産地証明書<u>及びインド協定原産地証明書</u>の場合にあっては、原則、上記(2)の方法を最初に行い、その結果に満足しない場合に行うものとする（インド協定原産地証明書を除き、例外的と認められる場合には、上記(2)の方法の前又は間に法第12条の2第1項第4号の方法を行うことができるが、この場合は上記(2)については行うことができないので留意する。）。</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(5) (同左)</p> <p>(原産品であることの確認を行うことが可能となる期間) 12の2—4 前項(1)から(5)までに規定する原産品であることの確認は、各経済連携協定における原産品であることの確認の要請又は記録若しくは文書の保管に係る期間の規定に基づき、原産品であることの確認を行うことが可能となる期間は、次表第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、そ</p>										

新旧対照表

別紙2

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵閣第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
それぞれ同表第2欄に掲げる期間をいう。		それぞれ同表第2欄に掲げる期間をいう。	
経済連携協定	確認が可能となる期間（協定の規定）	経済連携協定	確認が可能となる期間（協定の規定）
(省略)		(同左)	
モンゴル協定	<u>モンゴル協定原産地証明書の発給の日から5年間</u> （同協定第3・16条11、第3・17条(b)）		
<p>（協定相手国の権限ある当局、税關当局又は輸出者等に対し質問し、又は資料の提供を求める場合における回答又は資料提供についての期限）</p> <p>12の2—5 法第12条の2第2項に規定する回答又は資料の提供をすべき相当の期間とは、次の表の第1欄に掲げる各協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる期間をいう。また、追加情報の提供を求める場合には同表第3欄に掲げる期間とする。</p> <p>なお、同表第2欄に掲げる期間内（追加情報の要請にあっては、第3欄の期間内）に回答を行わない場合には、後記12の2—8(3)の規定により当該貨物に係る締約国原産地証明書等を無効なものと認めて、当該経済連携協定に基づく関税の譲許の便益の適用しないこととなるので留意する。</p> <p>また、メキシコ協定原産地証明に関し、上記12の2—3(2)の方法による確認では、質問書に対する回答を当該質問書を受領した日から45日の期間内に受領し、かつ、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の下での原産品であるか否かを決定するためにより多くの情報を必要とすると認めるときは、追加の質問書により輸出者等に対し、当該質問書を受領した日から45日の期間を与えて、追加の情報を要請するものとする。この場合においても、質問書（追加の質問書を含む。）に対しメキシコ協定の下での原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の原産品でないと決定し、メキシコ協定に基づく税率を適用しないこととなるので留意する。</p>		<p>（協定相手国の権限ある当局、税關当局又は輸出者等に対し質問し、又は資料の提供を求める場合における回答又は資料提供についての期限）</p> <p>12の2—5 法第12条の2第2項に規定する回答又は資料の提供をすべき相当の期間とは、次の表の第1欄に掲げる各協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる期間をいう。また、追加情報の提供を求める場合には同表第3欄に掲げる期間とする。</p> <p>なお、同表第2欄に掲げる期間内（追加情報の要請にあっては、第3欄の期間内）に回答を行わない場合には、後記12の2—8(3)の規定により当該貨物に係る締約国原産地証明書等を無効なものと認めて、当該経済連携協定に基づく関税の譲許の便益の適用しないこととなるので留意する。</p> <p>また、メキシコ協定原産地証明に関し、上記12の2—3(2)の方法による確認では、質問書に対する回答を当該質問書を受領した日から45日の期間内に受領し、かつ、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の下での原産品であるか否かを決定するためにより多くの情報を必要とすると認めるときは、追加の質問書により輸出者等に対し、当該質問書を受領した日から45日の期間を与えて、追加の情報を要請するものとする。この場合においても、質問書（追加の質問書を含む。）に対しメキシコ協定の下での原産品であることを決定するための十分な情報を含まない場合には、確認の対象となっている貨物がメキシコ協定の原産品でないと決定し、メキシコ協定に基づく税率を適用しないこととなるので留意する。</p>	
経済連携協定	相当の期間（情報提供の期限）	経済連携協定	相当の期間（情報提供の期限）
			相当の期間（追加情報提供の期限）

新旧対照表

別紙2

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(省略)	(同左)
モンゴル協定 4か月	
2か月	
<p>(我が国税關職員の立会いの下での輸出者の事務所等への立入、検査等の協定相手国の権限ある当局に対する要請についての回答期限)</p> <p>12の2—7 法第12条の2第4項に規定する相当の期間とは、次の表の第1欄に掲げる経済連携協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げるものをいう。</p>	
経済連携協定	相当の期間
(省略)	
モンゴル協定	30日
<p>(関税の讓許の便益の適用を受けるための要件を満たさない場合等における否認規定)</p> <p>12の2—8</p> <p>(1) 法第12条の2第5項第1号に規定する「<u>当該</u>讓許の便益の適用を受けるための要件を満たしていないとき。」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。</p>	
締約国原産地証明書等	関税上の特惠待遇の否認の規定
(省略)	
モンゴル協定原産地証明書	モンゴル協定第3・20条1
<p>(2) 法第12条の2第5項第2号に規定する「<u>当該貨物を輸入する者が当該</u>讓許の便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。</p>	
締約国原産地証明書等	関税上の特惠待遇の否認の規定
(同左)	
<p>(2) 法第12条の2第5項第2号に規定する「<u>輸入者が関税の</u>讓許の便益の適用を受けるために必要な手続をとらないとき。」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。</p>	

新旧対照表

別紙2

【関税暫定措置法基本通達（昭和48年8月15日蔵関第1150号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
締約国原産地証明書等 (省略) <u>モンゴル協定原産地証明書</u>	締約国原産地証明書等 (同左)
関税上の特恵待遇の否認の規定 <u>モンゴル協定第3・20条1</u>	関税上の特恵待遇の否認の規定
(3) 法第12条の2第5項第3号に規定する「第一項第二号の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。	(3) 法第12条の2第5項第3号に規定する「第一項第二号の質問又は求めを行った場合において、当該質問又は求めを受けた者が、第二項の規定により定めた期間内に、当該質問に対する回答若しくは当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該質問に対する回答若しくは当該求めに対し提供した資料が十分でないとき」とは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。
締約国原産地証明書等 (省略) <u>モンゴル協定原産地証明書</u>	締約国原産地証明書等 (同左)
関税上の特恵待遇の否認の規定 <u>モンゴル協定第3・20条3(a) 及び(c)</u>	関税上の特恵待遇の否認の規定
(4) (省略)	(4) (同左)
(5) 法第12条の2第5項第5号に規定する我が国税關職員の立会いの下での輸出者の事務所等への立入、検査等の協定相手国の権限ある当局に対する要請について、定めた期間内に回答しないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき、又は当該求めに対し提供した資料が十分でないときとは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。	(5) 法第12条の2第5項第5号に規定する我が国税關職員の立会いの下での輸出者の事務所等への立入、検査等の協定相手国の権限ある当局に対する要請について、定めた期間内に回答しないとき、当該求めに係る資料の提供をしないとき又は当該求めに対し提供した資料が十分でないときとは、次の表の第1欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる規定によるものをいう。
締約国原産地証明書等 (省略) <u>モンゴル協定原産地証明書</u>	締約国原産地証明書等 (同左)
関税上の特恵待遇の否認の規定 <u>モンゴル協定第3・20条3</u>	関税上の特恵待遇の否認の規定

新旧対照表

別紙 2

【関税暫定措置法基本通達（昭和 48 年 8 月 15 日蔵関第 1150 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前										
<p>(6)～(7) (省略)</p> <p>(原産品についての確認の相手方となった者)</p> <p>12 の 2—9 法第 12 条の 2 第 6 項に規定する確認の相手方となった者とは、次の表の第 1 欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる規定によるものをいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>締約国原産地証明書等</th><th>相手方の規定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(省略)</td><td></td></tr> <tr> <td><u>モンゴル協定原産地証明書</u></td><td><u>モンゴル協定第 3・20 条 4</u></td></tr> </tbody> </table>	締約国原産地証明書等	相手方の規定	(省略)		<u>モンゴル協定原産地証明書</u>	<u>モンゴル協定第 3・20 条 4</u>	<p>(6)～(7) (同左)</p> <p>(原産品についての確認の相手方となった者)</p> <p>12 の 2—9 法第 12 条の 2 第 6 項に規定する確認の相手方となった者とは、次の表の第 1 欄に掲げる締約国原産地証明書等の区分に応じ、それぞれ同表第 2 欄に掲げる規定によるものをいう。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>締約国原産地証明書等</th><th>相手方の規定</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(同左)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	締約国原産地証明書等	相手方の規定	(同左)	
締約国原産地証明書等	相手方の規定										
(省略)											
<u>モンゴル協定原産地証明書</u>	<u>モンゴル協定第 3・20 条 4</u>										
締約国原産地証明書等	相手方の規定										
(同左)											